

平成30年12月14日

放送受信契約の未契約事業所への訴訟予告通知の発送について

本日、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所2件（本社佐賀県2件）に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 平成30年11月19日に、これ以上営業現場での対応を重ねても契約をいただくことが困難と判断した佐賀県の事業所2件について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更して、さらに対応を重ねてまいりましたが、どうしてもご理解いただけなかったため、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

これまで、当件を含む合計96件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応してきました。当件を除く94件のうち、84件については放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただいたことなどから、対応を完了いたしました。残る10件は対応継続中で、うち5件は現在係争中となっています（最高裁1件、東京高裁1件、東京地裁3件）。